

## 総務常任委員会記録

開催年月日	令和元年 9 月 30 日 (月曜日)
開催時間	午前 9 時 00 分～午前 9 時 37 分
開催場所	第 1 委員会室
出席委員	佐藤 (正) 委員長 吉田副委員長 柳下委員 山田委員 岸本委員 関口委員 (議長) 中川委員 小泉委員 青木委員 黒沢委員
欠席委員	なし
説明者	野崎総務部長 三橋総務課長 高橋主査 中島町民部長 芹澤町民窓口課長 岡野副主幹
案件	(付託議案) 1. 議案第 40 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について 2. 議案第 41 号 寒川町印鑑条例の一部改正について
議会事務局	新藤議会事務局長 亀井議会事務局次長 波多野主任主事

午前9時00分 開会

【佐藤（正）委員長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり付託議案2件でございますので、よろしくお願いいたします。

また、議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

---

【佐藤（正）委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第40号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。本議案についての執行部の説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆さん、おはようございます。先日は総合防災訓練、お疲れさまでございました。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、付託議案の1、議案第40号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について審査をお願い申し上げます。それでは、三橋総務課長からご説明申し上げます。

【佐藤（正）委員長】 三橋総務課長。

【三橋総務課長】 それでは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてご説明いたします。この議案は、法改正に伴い町の条例を改正するための議案でありまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月14日に公布され、順次施行されます。

この法律は、成年被後見人等、これはここでは成年被後見人と被保佐人のことではありますが、この成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることがないようにするため、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定、これを欠格条項と言いますが、こうした規定を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度に必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するため制定されたものです。

国では、地方公務員法など180本ほどの法律について整備を行いまして、これにより直接的、または間接的に影響を受ける町の条例について法律との整合性を確保するため改正するものであります。

では、改正内容をご説明いたします。タブレット資料は10分の5ページからの新旧対照表をごらんください。改正すべき条例が5つありますので、改正条例は5条立てとなっております。

新旧対照表の1ページ、改正条例の第1条関係は、寒川町表彰条例の改正でございます。

第12条第1項第1号で規定している欠格条項を削り、第2号では、法令の表現にあわせ「破産者に指定」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、そのほか第1号を削ったことによる号の繰り上げや条文の整理をしております。

次に、改正条例の第2条関係は、寒川町一般職の職員の給与に関する条例の改正で、新旧対照表は1ページから3ページまでになります。3ページの第19条の改正を除き、いずれも地方公務員法第16条第1号で欠格条項として規定されていた成年被後見人又は被保佐人の規定が削られたことにより、これを引用していた部分とその関連部分を全て削るものです。

第19条の改正は、今回の法改正とは関係ありませんが、初出ではない部分に法令番号があったため、これを削るものでございます。

次に、新旧対照表4ページをごらんください。改正条例の第3条関係は、寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正で、第23条は、家庭的保育事業における家庭的保育者についての規定ですが、今回の法改正で改正された児童福祉法第34条の20第1項の中で号の繰り上げがあったため、これに対応するものです。

次に、改正条例の第4条関係は、寒川町下水道条例の改正です。新旧対照表は4ページから6ページまでで、主な改正点は、指定工事店や責任技術者の欠格条項を改正するものです。これまでの規定にかわり、新たな個別資格審査の規定をしております。まず、第6条の2では、指定工事店の資格要件を定めておりますが、同条第4号細分アの「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していない者」を「精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改め、新たに細分イとして、「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」と規定し、そのほか細分がずれたことに対応するものでございます。

新旧対照表5ページの第6条の9第2項は、責任技術者の資格要件について、先ほどの指定工事店と同様にこれまでの欠格条項を新たな個別資格審査の規定に改めるほか、項の繰り下げをするものです。

第6条の14は、責任技術者が新たに規定する第6条の9第2項第1号に該当した場合の届け出についての規定を新設するものです。第6条の15第1項第2号は、第6条の9で責任技術者の資格要件を新たな規定に改めたことに伴う改正で、同項第3号は、条文の整理によるものです。

次に、新旧対照表6ページをごらんください。改正条例の第5条関係は、寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の改正です。第4条第1号の消防団員の欠格条項である「成年被後見人又は被保佐人」を削り、以下の号を繰り上げています。第4条第3号の「免職」を「懲戒免職」に改めましたのは、今回の法改正とは関係ありませんが、この改正を機会に、より正確な表現へ条文の整理をいたしました。

第5条第2項第1号の改正は、ただいまご説明した第4号各号の改正に伴いまして条文の整理をするものです。

最後に附則といたしまして、改正条例の施行日を規定しています。施行日は、原則として公布の日と規定していますが、ただし書きで、寒川町一般職の職員の給与に関する条例と寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正は、地方公務員法の一部改正の施行日と合わせることから、

令和元年12月14日を施行日と規定しています。

議案の内容は以上でございますが、今回の法改正の影響を受ける例規として、ただいまご説明した5つの条例のほか2つの規則に影響が生じます。1つは、寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則、もう一つが、寒川町下水道排水設備指定工事店規則、この2つの規則について条例とあわせて必要な改正をいたしますことをご報告いたします。

説明は以上であります。

【佐藤（正）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

中川委員。

【中川委員】 2つほどあるのですが、1点目は、今回は国の被成年後見に等の権利に関する法律の施行に伴う関係条例の整理ということになりますので、同じようにほかの自治体でも大体同じような形での条例改正の措置がとられているのかどうかというのが1点と、あともう一つ、今回5つの条例が対象になったということではありますが、多分そういうことはないと思うんですけど、万が一例えば欠格条項としてどこかに成年被後見人及び被保佐人みたいのが残っていたとしても、一応、国の法律の趣旨を踏まえて一律に判断するのではなくて、個別に実質的な審査を行うというような理解でよいかどうか、漏れは多分ないだろうと思いますが、万が一のことということでお尋ねいたします。

以上2点です。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 まず、1つ目の他の自治体の状況でございます。今回の改正も、寒川町でいうと、例規のシステムをやっているのは法制の関係の、会社からも照会があるように、広く周知はされておりますので、他の自治体においても同様の改正を行うものと考えておりますが、具体的にどこの市町村でいつやっているというような情報はつかんでおりませんが、他の自治体でも同様の改正があるかと思われます。

2つ目の万が一残っていてもというようなお話ですが、趣旨としては、法改正の趣旨にのっとって取り扱うのが適正かと思いますが、条例で万が一残っていたとしたら、それはなかなか難しい問題になってしまいますので、今回も慎重にそういった漏れがないような形で取り扱いをしていますので、改正漏れはないものと考えております。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 5条例が改正されたということですが、欠格条項を個別資格審査をする、この個別資格審査をするのがどういう形で審査されるのかということが1点、それと、それはこれからの規則に盛り込まれるとおっしゃったんですけども、どのような文言をもってこの規則に盛り込まれるのでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 条項がなくなりまして、被保佐人ということだけをもって排除されることはなくなったわけです。ですから、そのほかの筆記試験もあるかもしれませんし、面接試験もあるかもしれませんし、そういった中で、その方その方の個別の状況を判断していくという形になるかと思えます。

【佐藤（正）委員長】 2問目、規則に盛り込む文言はどういったものかという。

三橋課長。

【三橋総務課長】 そういうことですので、規則にどういう形で具体的にどういう方法でということではなくて、今までの選別の試験の状況もありますけども、面接なり試験なり、その形でその中で他の方と同様に個別的にその方の能力をはかっていくということだと思います。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

---

【佐藤（正）委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第41号 寒川町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

中島町民部長。

【中島町民部長】 皆様、おはようございます。昨日、防災訓練にご参加いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、町民部町民窓口課より、議案第41号 寒川町印鑑条例の一部改正につきましてご審議をお願いいたします。今回の寒川町印鑑条例の一部改正につきましては、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い条文の整理を行うとともに、印鑑登録事務のサービス向上を図るためのものとなっておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。なお、説明につきましては、町民窓口課芹澤課長より申し上げますので、よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）委員長】 芹澤町民窓口課長。

【芹澤町民窓口課長】 おはようございます。それでは、付託議案の2、議案第41号 寒川町印鑑条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。資料につきましては、タブレットの020議案第41号をお開きいただきたいと思います。

初めに、条例改正の概要でございますが、既に本会議でもご説明させていただいており、重複する部分もございますが、今回の一部改正は、大きく分けまして3つの目的から改正させていただくものでございます。まず、1つ目でございますが、平成31年4月17日に、住民基本台帳施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日から施行されます。この政令改正は、社会において一般的には旧姓と呼ばれております旧氏を活用しながら活動する女性が増加している中、さまざまな活動の場面で旧氏を使用しやすくなるようにという女性活躍推進の観点から、平成28年以降累次にわたり閣議決定等がされてきた住民票、個人番号カード等への旧氏を併記できるようにするものとなっております。これにより婚姻等で氏に変更があった場合でも、従来称してきた氏を個人番号カード等に併記し、公称することができるようになるため、旧氏をさまざまな場面で活用することや就職や職場等での身分証明に資することができるものと考えられております。

この旧氏併記につきましては、ご参考までに、総務省が作成いたしましたチラシをタブレットの021

資料1旧氏チラシに添付いたしましたので、ごらんいただければと思います。

11月5日から施行となるこの政令改正により、住民票や個人番号カード等への旧氏記載が可能となりますので、これにあわせまして、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするため、条例の整備を行うものでございます。

続いて、2つ目は、全国のコンビニエンスストアやスーパーなどに設置されております多機能端末機で本人が個人番号カードを使って住民票の写しや印鑑登録証明書などを取得できるサービス、一般にコンビニ交付と呼ばれておりますが、本町におきましても住民の利便性の向上を図るためにコンビニ交付を導入すべきと考え、令和2年3月のサービス開始に向けて現在準備を進めているところでございます。

このコンビニ交付を開始するに当たり、印鑑登録を受けている方がコンビニエンスストア等の多機能端末機から印鑑登録証明書を取得できるよう所要の改正を行うものです。

最後の3つ目でございますが、本町にお住いの外国籍の方で住民基本台帳に記録されている方、以後、外国人住民と申し上げますが、外国人住民の方も印鑑の登録を受けることができます。その印鑑登録及び証明に関する事務につきましては、国が定めました印鑑登録証明事務処理要領に基づいて行っておりますが、外国人住民の方にもわかりやすくすべきと考え、今回の条例の一部改正にあわせまして、事務処理要領に準拠した形で条例に規定をするものでございます。

それでは、一部改正の内容につきまして、タブレットの議案第41号の5ページ目からになります新旧対照表で説明させていただきます。

まず、第1条関係でございますが、先ほど申し上げました改正目的の3つ目になります外国人住民の印鑑の登録及び証明に関して新たに規定し、あわせて用語の整理を行うものでございます。

第2条、印鑑の登録資格の規定は、今回は用語の整理を行うものとなっております。

次の第3条、印鑑登録の制限では、外国人住民の方が通称の印鑑を登録できるように、第2項に加えまして第3項を新たに設けて、片仮名表記の氏名の印鑑を登録できるように改正するものでございます。

タブレットの6ページ目に移りまして、第7条では、第1項に外国人住民の方の印鑑登録原票の登録事項に通称や片仮名表記の氏名を加えるものとなっております。

第11条の登録の抹消では、第1項に外国人住民ではなくなった場合の規定を加えてございます。

次のタブレット7ページ目をごらんください。第14条、印鑑登録証明書では、第1項に外国人住民の方の通称や片仮名表記の氏名を記載できるように加えるものとなっております。

続きまして、中段からの第2条関係に移らせていただきます。こちらでは先ほどご説明申し上げました改正目的の1つ目と2つ目、旧氏併記及びコンビニ交付に関しまして条文を整理し、あわせて用語の整理を行うものとなっております。

第3条の印鑑登録の制限では、第2項を旧氏の印鑑を登録できるように改正いたします。

次のタブレットの8ページに移りまして、第7条では、印鑑登録原票の登録事項につきまして旧氏を加えるよう改正し、あわせて用語の整理を行うものでございます。

第13条の印鑑登録証明書の交付申請では、第2項に、個人番号カードを利用してコンビニエンスストア等に設置されております多機能端末機で印鑑登録証明書を取得できるように規定を加えます。

タブレットの9ページ目をごらんください。第14条、印鑑登録証明書の条文中、第1項で旧氏を記載

できるように加え、あわせて用語の整理を行います。

タブレットの10ページ目に移りまして、第15条の印鑑登録証明書交付申請の不受理につきましては、第13条第2項にコンビニ交付に関する規定を新たに設けたことに伴いまして、用語を整理するものでございます。

最後に附則でございますが、第1条関係につきましては、公布の日から施行いたします。第2条関係のうち旧氏に関する改正は、住民基本台帳施行令等の一部を改正する政令の施行日である令和元年11月5日から、コンビニ交付に関する第13条及び第15条の改正は、コンビニ交付を開始いたします令和2年3月1日からそれぞれ施行いたします。

印鑑条例の一部改正につきましては、以上でございますが、この条例改正にあわせまして、寒川町印鑑条例施行規則の一部改正を行いますので、ここでご報告させていただきたいと思っております。タブレットの022資料2印鑑条例施行規則改め文をお開きください。今回のこの規則改正は、条例の改正に伴いまして、様式の一部改正及び追加をするものとなっております。まず、第3号様式でございますが、こちらは印鑑登録原票の様式でございます。氏名の欄の下に旧氏を記載する欄を追加いたします。

また、2ページから3ページをごらんいただけますでしょうか。第3号様式の2を追加いたしまして、こちらは外国人住民の印鑑登録原票の様式といたします。上段の表に通称や氏名の片仮名表記を記載する欄が設けてございます。

次の4ページ目に移りまして、こちらは第7号様式で、印鑑登録証明書の様式でございますが、こちらにも氏名の欄の下に旧氏を記載する欄を追加いたします。また、5ページ目でございますように、第7号様式の2を追加いたしまして、外国人住民用といたします。表中に通称や氏名の片仮名表記を記載する欄が設けてございます。

続いて、6ページ目の第8号様式でございますが、こちらは印鑑証明書の様式で、こちらにも旧氏を記載する欄を氏名欄の下に追加いたします。

続いて、7ページでございます8号様式の2も追加いたしまして、表中に通称や氏名の片仮名表記を記載する欄を設けまして、外国人住民票といたします。

最後に、8ページの附則で施行日を定めませんが、印鑑条例の施行日にあわせて外国人住民に関する様式の追加、先ほどご説明申し上げました第3号様式の2、第7号様式の2、第8号様式の2は公布の日から、旧氏に関する様式の改正第3号様式、第7号様式、第8号様式につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行日である令和元年11月5日からそれぞれ施行いたします。

なお、タブレットの02-3資料3に新旧対照表をあわせて記載しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

**【佐藤（正）委員長】** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小泉委員。

**【小泉委員】** 1点質問させていただきたいのですが、020の4ページの新旧対照表の第7条の2項なんかがあるんですが、磁気テープという表現から今回磁気ディスクというような表現に変わっておりまして、ここに関してなのですが、磁気ディスクという表現だと、いわゆるハードディスク、つまりデ

ディスクに対して磁気でデータを記録していくものになるかと思うのですが、近年だんだん、ハードディスクもまだまだありますが、例えばSSDの類いですとか、もしくはメモリーカードの類いですとか、磁気を使わないで記録するような媒体が徐々に出てきているのかとも思いまして、それで同じページの上を見ると、第7条の(5)などを見ると、磁気ディスクと書いた後に（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む）ともあるので、これだとそういうものも含むのかとも思うのですが、今回この条例改正に当たって、電子署名等にかかわる地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則、国の規則を参照すると、磁気ディスクという表現ではなくて、電磁的記録媒体というような表現がされているんです。なので、むしろそっちのほうが表現としては、今後のことも考えると、電磁記録媒体という表現にすれば、電子的な記録、つまりSSDとかメモリーカード、もしくは磁気的な記録、つまりハードディスクとか、もしくは磁気テープも含めます。そういうもの全て総称する、まとめる形の表現になるので、そっとのほうがふさわしいのかと私は思ったのですが、その辺の見解をいただければと思います。

【佐藤（正）委員長】 芹澤課長。

【芹澤町民窓口課長】 ただいまご質問がございました磁気テープを磁気ディスクという用語に改正することにつきましては、平成31年4月17日付で、総務省から印鑑登録証明事務処理要領という市町村長が印鑑登録及び証明の事務に関しまして準拠すべき事項を定めたものでございますけれども、こちらの改正が4月17日に示されまして、その中で磁気テープを磁気ディスクに改正するという内容になっておりましたので、本町でもそれに準拠いたしまして条例を改正させていただくものとなってございます。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 改正するに当たって、外国人住民に対する周知なんですけれども、日本語でこれはどうしたらいいのということで、大体読めばわかるということなのですが、外国人住民に対して片仮名でもいいです、通称でもいいです、併記できますというお知らせは、どのような形で周知なさるのでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 芹澤課長。

【芹澤町民窓口課長】 外国人住民の方の印鑑登録につきましては、これまでも事務処理要領に基づきまして事務処理を行っております、通称や、また片仮名表記の印鑑の登録、またその登録の説明書の発行につきましては、これまでも行ってきたものでございます。ただ、それが事務処理要領という一般の方にはなかなか目に触れにくいものに準拠して事務処理を行って来たものを、わかりやすく条例に明記したほうがいいということで、今回一部改正に当たりまして、あわせて条例に明記させていただく形をとらせていただきました。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 確認なんですけれども、今、条例で改正された中身については、今までやってきたこ

とだから、新たにこうなりましたという周知はしなくても済むという理解でよろしいでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 芹澤課長。

【芹澤町民窓口課長】 新たに始めたという制度ではございませんので、特に新たに周知をする考えはございませんけれども、お問い合わせがあったときも、条例にこのような形で規定されておりますので、こういうものでしたら登録は印鑑ができますというようなアナウンスは、させていただくようにしたいと考えております。また、ご要望等があれば、多国籍の言語でのご案内ができるのかどうか、その辺は検討させていただきたいと思います。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

中川委員。

【中川委員】 印鑑条例のことで1点あるのですが、資料2の1ページ目がわかりやすいかと思うのですが、こちらに第3号様式中これに改めるとなっているかと思っております。このところに、氏名のほかに旧氏を書き込む欄が加えられているかと思うのですが、これはつまり現在の姓の印鑑の印影と、それと旧氏の印鑑の印影、これをその印影というところに2つ並べて押すような、そういうイメージなのかというのと、あと印鑑証明で旧氏を使うというので、あまりピンとこないところもあるのですが、その点についてどのような取り扱いなのかをお願いします。

【佐藤（正）委員長】 芹澤課長。

【芹澤町民窓口課長】 印鑑登録の制度は、登録できる印鑑はお一人につき1個と限られております。ですので、こちらの印鑑登録原票、いわゆる印鑑登録の台帳的なものなので、登録している印鑑1つの印影をこちらの欄に押す形になります。ですので、現氏といいますか、現在の氏名を記載させていただいて、登録している印鑑を押印するという形になりますが、中に旧氏の記載を求める形でご請求いただいた方につきましては、旧氏の欄に旧氏が記載されるような形になります。ですので、印影につきましては、その方の希望によって登録する印鑑というのは決められますので、現氏で印鑑をつくられて登録される方もいらっしゃれば、旧氏の印鑑で登録したいという方は、旧氏の印鑑で登録される、そういう形になります。

旧氏での印鑑の登録というのは、例えばご結婚の前に自動車とかを買われた際に、旧氏の印鑑で登録されていて購入された方が、そのまま引き続き所有されたいというようなときに、氏が変わりますと、現在は旧の氏で登録されていた方がご結婚されて氏が変わりますと、違うお名前の登録というのとはできないものですから、いったん印鑑登録が抹消されてしまいます。ですが、そのまま例えば自動車会社で旧氏のままでも大丈夫ですといったときに、旧氏の印鑑を改めて登録したいという方が利用されるのか、そんな想定をしております。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開します。

9月第2回会議で総務常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。その後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、このまま休憩なしで進めてまいりたいと思います。

これより討論に入ります。まず、議案第40号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、討論なしと認めます。これより議案第40号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【佐藤（正）委員長】 賛成全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第41号 寒川町印鑑条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、討論なしと認めます。これより議案第41号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【佐藤（正）委員長】 賛成全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。これをもちまして総務常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午前9時37分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和元年11月25日

委員長 佐藤 正 憲